

報告第九八號

活動常設館大衆座従業員解雇紛議狀況

9

活動常設館大衆座従業員解雇紛議

- 一、経営主体 株式会社大衆座
- 二、所在地 福岡市東中洲町
- 三、事業種類 活動常設館
- 四、従業員数 一八名
- 五、紛議發生月日 昭和八年二月二十一日
- 六、紛議解決月日 全 二月二十四日
- 七、紛議發生の原因

本館は之を二ヶ年契約の下に豫ねて貸付與樂中のところ今回其の契約期間満了し二月一日より後繼者なき爲一時營業中止の已むなきに至つたので従業員一同協力の上、二月一日より會社側に對し五日間宛の家賃前納をなして引續き興行經營中のところ、二月二十一日に至り會社側より二月二十四日迄家賃明渡の通知をなし來つたので従業員一同は左の要求を出す